

倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第6条に基づき、事業を公平かつ適正に運営し、この法人の目的の達成と社会的信用の維持・向上を図るために定めるものである。

2 会員企業は、別紙の行動憲章に則り倫理規程を遵守する。以下に倫理規程細目を定める。

(安全衛生の確保)

第2条 安全衛生管理体制を整備するとともに、積極的な安全衛生管理活動に取り組み、労働災害の撲滅に務める。

(法令の遵守)

第3条 会員企業は、職務の遂行にあたり法令および協会が定める諸基準を遵守し、健全な企業運営を行う。

(公正な活動)

第4条 会員間の競合においては、公明正大な企業間競争を大前提とし、さらに労働者の就業へ不利益につながる不公正な競争は行わない。

(環境への配慮)

第5条 会員企業は、自然及び地球環境の保全に努めるとともに、環境問題への取り組みも一人ひとりの意識改革から始まることを自覚し、具体的な実践を通して、活動の定着を図り維持するように努めるものとする。

(機密の保持)

第6条 会員企業は、取引先及び関与先企業との緊密な信頼関係を維持し継続するため、業務上知り得た機密を保持しなければならない。

2 会員企業は、個人情報保護基本方針に従い、法令及びその他規範等を遵守するとともに、個人情報保護体制の継続的な管理・改善に向けて、取り組まなければならない。

(品位の保持)

第7条 会員企業は、製造派遣・請負事業の社会的信頼を維持・継続するため、常に職業専門家としての知識・技能を磨き、不断の品位の保持に務めなければならない。

(情報の公開)

第8条 会員企業は、自己の業務について、その意義と役割を関係者に積極的に説明し、

社会に対して不当な損害を招き得るいかなる事態も排除するよう努めるものとする。

(公平性の確保)

第9条 会員企業は、人種、性別、年齢、地位、所属、思想、宗教などによって個人を差別せず、個人の人権と人格を尊重する。また、個人の自由を尊重し、公平をもって対応するものとする。

(契約の遵守)

第10条 会員企業は、業務を進めるにあたり、社会的責任を認識し、顧客、従業員、協力関係者と公正な契約を結び、その契約を遵守するものとする。

(教育と啓発)

第11条 会員企業は、自己の専門知識と経験を生かして、将来を担う従業員を育成するため、必要な指導や教育を行い、技術の向上の発展に務めるものとする。

(反社会的勢力との絶縁)

第12条 会員企業は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体や個人に対しては、毅然たる態度で立ち向かい、一切の関係を遮断するものとする。

(違反者への対応)

第13条 会員企業が当規程に違反する行為を行った場合には、資格審査委員会や理事会において、その事実を速やかにかつ、慎重、厳正に調査を行い、会員資格基準に照らして適切に措置するものとする。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、「規程類管理規程」の定めに基づき行う。

附則

- 1 この基準は、定款（JSLA-NE001-1）の登記の日から施行する。
- 2 改訂 平成28年6月8日

この基準の変更は、平成28年6月8日から施行する。

行動憲章（メンバーシップ）

- 1 協会および会員企業のCSR宣言を重視した企業経営に徹する。
- 2 適正な「請負」を推進する。
- 3 法令および協会が定める諸基準を遵守し、健全な企業運営を行う。
- 4 安全衛生管理体制を整備するとともに、積極的な安全衛生管理活動に取り組み、労働災害の撲滅に務める。
- 5 協会会務に積極的に参加し、協会の一員として責務を果たす。
- 6 会員間の競合においては、公明正大な企業間競争を大前提とし、さらに労働者の就業へ不利益につながる不公正な競争は行わない。
- 7 ステークホルダーに対して、虚偽、誤解を招くような宣伝や情報提供はしない。
- 8 誠実と公正をもって業務を遂行するために、本規程を組織の全員が遵守するよう周知徹底する。